

6. 移動円滑化基準の適用除外について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）に基づき、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」が定められ、路線定期運行する車両についても、この基準に適合するよう求められている。

しかしながら、運行の態様等により、この基準に適合し難い理由がある場合には、基準の適用除外を受けることができるとされている。乗車定員 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、スロープ板の設置や通路の有効幅の確保などについて、地域公共交通会議の合意を得ることを条件に、使用者を特定して適用除外の認定を行うことができる。

今回、使用する車両の乗車定員は 23 人以下であるため、本会議に諮るものである。

■ 使用車両と移動円滑化基準適用除外認定について

○使用車両詳細	
車種	トヨタ ハイエース
使用車両 (外観)	
型式及び車体番号	型式： QDF-GDH223B 車台番号： GDH223-2002406
全長／全幅／全高	5,380mm／1,880mm／2,285mm
定 員	10 名（運転手含む）
車両を使用する 運行区域	「3. 口田地区乗合タクシー路線図」（p. 4）の通り
使用者	住所：広島市安佐北区亀崎二丁目 19 番 1 号 氏名：有限会社 やぐちタクシー

○移動円滑化基準適用除外認定について		
適用を除外する 移動円滑化基準の 条件および内容 (認定に係る資料は p.9 の資料の通り)	乗降口のスロー プ板設置	車椅子使用者の乗降を円滑にする設備を備えること (第 3 7 条第 2 項第 2 号)
	車椅子スペース	車椅子スペースを一以上設けること(第 3 9 条)
	通路の有効幅	乗降口と車いすスペースとの間の通路の幅は 80 cm 以 上とすること(第 4 0 条第 1 項)
	通路の手すり	通路には大臣の定める間隔で手すりを設けること (第 4 0 条第 2 項)
	車内用運行情報 提供設備	乗合バス車両の運行に関する情報を文字や音声により 提供するための設備を備えること(第 4 1 条第 1 項)
	車外用放送設備	車外用放送設備を設けること(第 4 1 条第 2 項)
認定を必要とする 理由	口田地区乗合タクシーは、平成 1 5 年 8 月に運行を開始し、平成 2 3 年 7 月に広島市地域公共交通会議での審議を経て、普通車(1 0 人乗り)での 運行を行っている。この度、運行事業者であるやぐちタクシーより運行車 両追加の意向があり、現在と同様に普通車(1 0 人乗り)の車両で運行する ことになったため。	
車いす利用者への 対応	他事業者の介護タクシーや福祉タクシーの利用をお願いする。	
○その他		
・ 一般乗用旅客自動車運送事業用車両を併用。 ・ 車椅子のお客様などハンデキャップのある方の利用の際には、一般乗用旅客自動車運送事業による個別の輸送など。必要な対策を講じる。 ・ 聴覚障害者への対応に関し、筆話用の紙とボールペンを車内に常備する。		